

## 基本目標 1－1 地域支援機能の強化

### 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

- ◆目的：高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの供給体制の構築を支援する。

#### ◎生活支援コーディネーター及び協議体設置の考え方

国が示す介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインを参考としながら、第1層を茨木市域全体、第2層を小学校区単位とし、平成27年度中に第1層における生活支援コーディネーター及び協議体を設置する。

#### (ア) 生活支援コーディネーターの配置（第1層）

##### ①コーディネーターの役割

- ・協議体の設置及び運営の検討に関すること。
- ・高齢者活動支援センター等の関係機関と連携した市域のニーズの把握及び社会資源の創出に関すること。
- ・関係機関のネットワークの構築に関すること。

##### ②コーディネーターは高齢者活動支援センターに配置

（指定管理者構成団体の茨木市社会福祉協議会に業務委託）

##### ③コーディネーターとして1人配置（社会福祉協議会の社会福祉士を充てる）

#### (イ) 生活支援サービス協議体の設置（予定）

##### ①協議体の役割

介護予防・生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的としたネットワーク